第1 地域の振興方向

1. 振興の方向

軽井沢町は、長野県の東端北佐久郡に属し、標高は浅間山の南麓に広がる1,000m前後の高原の町で高冷地にあるため冷涼であり、内陸的・高原的な性格を持った特色のある気候です。このため、高冷地気象条件を活かして、キャベツ・レタス・ハクサイの高原野菜を主体とする農業生産が盛んになり昭和40年代から発展してきました。また、近年では天候の影響を受けにくいハウス栽培でイチゴ・トマトの通年型栽培が行われています。今後も、この特性を生かしつつ、生産性の高い耕地を中心に高原野菜などの高収益性の作物を中心に地域として産地化を図っていきます。

2. 計画の特色

当町の農業構造は農業就業人口が昭和40年代には約1,200人で30才から40才代が中心に農業に従事していたが、農業従事者の高齢化と、近年都市化が進み他産業への就業機会も増えたことと、農業収入の不安定から後継者の農業離れが進み、平成27年には282人と激減し、年齢も60才以上が主体となっています。近年では、高速交通網の発達に伴い産地間競合がますます増大する中で、農業従事者及び農家数の減少と共に遊休農地も増えています。これらの課題に対応し、農道整備あるいは畑かん事業の実施等により農作業の効率化と生産性の向上及び利用権設定等促進事業を実施し農地の流動化を図ってきました。今後は、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入して、地域として産地化の推進、農産物のブランドの確立、6次産業化の推進等により、地域の特色を生かした農業の振興を図ります。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と高原野菜による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域の合意に基づき作成される「人・農地プラン」等により明確化された担い手(中心経営体)と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じて、農地利用の効率化・高度化、経営形態の変革(法人化・集落単位の企業的組織の育成等)を図ります。

平成28年度にオープンした農産物等直売施設軽井沢発地市庭を、農産物の販売施設という側面だけでなく、観光、商工とも連携を図る中で新たな産業の成長実現を図るための核となる複合施設として位置付け、農業の活性化を図ります。

野菜については、キャベツ・レタス・ハクサイの高冷地そ菜を主体とした作付け体系をなしているが、そ菜の連作障害による土壌病害等が増加しているため、耐病性品種の導入、栽培技術の改善、土壌病害虫の防除等の徹底を期するほか、野菜の価格変動による農家所得の不安定を解消するため、契約栽培、小物野菜の導入を推進します。なお、予冷庫・保冷庫施設が完備されているので、野菜の品質向上を図りつつ、施設の有効利用により、商品価値を高めた集出荷体制を推進するほか、直売施設における地産地消を推進し、地元消費の拡大を図ります。

米については、国の米政策による生産調整に基づく水田フル活用ビジョンにより、気候に

合った転作作物の推進を図り、需要と供給のバランスのとれた稲作を図ります。

花きについては、高収益作目の導入など作型の分散と施設化、高能率機械による作業体系の確立と、雇用労働力の確保を図ります。

酪農については、経営者は限定され、増加の見込みは低く、担い手の高齢化が進んでいる ことから、経営の維持が図れるよう支援策を講じ、クリーンな畜産環境の確立を図ります。

養蜂については、蜜源となる果樹の栽培による転地養蜂から定地養蜂への移行と果実の収穫による生産性の向上を図ります。

施設栽培(イチゴ・トマト)については、従来の季節型栽培から通年型栽培への新しい取組であるため、雇用労働力の確保、安定経営を図ります。

第2 農用地利用計画

- 1. 土地利用区分の方向
 - (1) 土地利用の方向
 - ア 土地利用の構想

本地域は、長野県の東端に位置する北佐久郡軽井沢町内にあり、当町の総面積は15,605 ha でそのうち農業振興地域は2,151 ha を範囲とするものです。農用地面積は、432ha です。なお当町は、標高平均1,000 mに及ぶ高冷地で、保健休養地として年々発展し、別荘・寮等数15,853 戸です。高速交通網整備により、関東圏への通勤・通学も可能となり定住人口も令和元年10月1日現在で19,234人と人口増加をしております。

町の中央を国道18号が東西に走り、西の端は追分で、県道追分・小諸線に分かれています。地質は、国道沿い南側に沖積層、北側に洪積層となっていて、南西には平坦地が多く高原野菜の栽培に適し、本地域において優良的な農耕地を形成します。

本地域を展望すると、高速交通網整備に伴い都心より1時間余りで到着しうる便利な立地条件を持ち、国際保健休養地として四季折々の美しい自然、さわやかな気候とさまざまな観光資源が人々を引き寄せ国内有数の観光地となっています。また、土地開発も町全域におよび、宅地分譲、別荘、寮、店舗、ゴルフ場等が建設されています。町は、農業を基盤として集落を構成する南西地域を、農業振興地域とし、軽井沢駅、中軽井沢駅周辺地域をとりまく商業地、住宅地、別荘地で形成される町南西部以外の地域を、都市計画用途地域とし、国道18号の南を東西に走る軽井沢バイパスを境に、南西部の比較的平坦な生産性の高い農地を維持し、本地域農業の将来あるべき姿を明らかにし、土地開発による公害の発生等生活環境を乱すことのないよう、十分考慮し、農業の近代化と、農業人口の減少に対応するため機械化、農業技術の向上と農道、用排水路、生活環境の整備を行い観光と農業の調和をはかろうとするものであり、町の第5次軽井沢町長期振興計画及び都市計画を基本とした土地利用計画を策定します。

土地移動の構想計画

単位 ha %

	区分	農用地		農業用施設用地		森林	• 原野	住 宅 地		
年次		実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	
現在	(28)	432	20. 1	0	0	1, 387	64. 5			
目	標	432	20. 1	0	0	1, 388	64. 5			
増	減			0						

	区分	工場	用地	そ 0	り他		 	
年次		実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	
現在	(28)	_	_	331	15. 4	2, 150	100	
目	標	_	_	331	15. 4	2, 151	100	
増	減	_						

イ 農用地区域の設定方針

(ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針

当町の特徴として、農業振興地域の農用地については、農用地指定後の農用地除外は、長野新幹線、東京電力の送電線等公共事業以外の個人の都合による農用地除外は認めず、農用地を保全してきた経過を踏まえ、総合見直し以外は、可能な限り部分的な一部除外はせずに、農用地を保全するために農用地区域を設定します。

本農業振興地域内にある農地約432haのうち、A~Cに該当する農用地約241haについて農用地区域を設定する方針です。

- A 集団的に存在する農地 概ね10ha以上の集団的な農地
- B 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内農地
 - 農業用排水施設の新設又は変更
 - 区画整理
- C A及びB以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を 図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・農業生産基盤整備事業等の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上確保する必要がある土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する農地等で、将来利用集積を行うことにより担い手の経営規模拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積するとされている農地
 - ・上記の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。
 - (a) 集落区域内に介在する農用地

該当集落数 9 集落 該当農地面積 約31.8ha

- (b) 自然的な条件等からみて農業の近代化を図ることが相当できないと認め られる次に掲げる農用地
 - ① 町道追分・茂沢線の両側に存在する農地 約11.9ha
 - ② 追分・借宿・杉瓜・油井集落間に散在する農地。ただし5 h a 以上の 団地規模を有する場合はその農用地を除く農地 約59.7 h a
 - ③ 県道、借宿・小諸線の両側に存在する農地 約11.2ha
- (c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農地約77.4ha
- (イ)土地改良施設等の用に供される土地及び現況農業用施設用地についての農用地区域 の設定方針

地域内にある土地改良施設及び現況農業用施設用地のうち農用地区域外に介在又 は隣接するものであつて当該農用地と一体的に保全する必要があるものは農用地区 域を設定する方針です。

(ウ)現況森林、原野等についての農用地区域の策定方針 該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業振興地域内の目標年における農用地面積は、おおむね241haとなります。この農用地面積を前提として、農業生産の目標を達成するため、土地条件、経営条件を考慮して、地域条件に適応した重要作目の団地化を図るなど農用地区域内の土地利用の高度化を積極的に進めるものとします。

農業生産の目標については、当地域で今後重点的に振興すべき作目を野菜類、花き、畜産、 米、施設栽培(イチゴ・トマト)等としているが、野菜については、従来から産地化されて いる葉菜類 3 品目(キャベツ・レタス、ハクサイ)を主体とした栽培の外、小物野菜(チン ゲンサイ、ホーレン草、セロリー、ブロッコリー、スイートコーン等)を取り入れ推進しま す。

花きは、施設栽培が逐次増加しているが、強い紫外線と昼夜の温度差大を利用した露地栽培の振興をはかり産地化を目指します。

畜産経営の主体は、酪農経営であるが、経営者は限定され、増加の見込みは低い。現状、 畜産農家の育成強化を推進します。

米は、高冷地のため冷害の被害を受けやすく、今後は機械化等による稲作の省力栽培の奨励と耐冷品種の普及等による作柄安定を図るものとします。

施設栽培(イチゴ・トマト)は、従来の露地野菜から天候の影響を受けにくい通年型栽培への新しい取組であり、特にトマトについては、強い農業づくり交付金対象事業である。今後の町農業振興を図るためにも通年を通した雇用の創設、他地域での生産時期の競合を避けるなど、施設栽培を最大限に活用した農業経営を推進します。

農用地区域内における目標年の用途別面積は次のとおりとします。 単位 ha

	区分地区名			田			畑			農業用施設用地		
				現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
馬	取	地	区	25. 4	25. 4	ı	0.3	0.3	l	ı	ı	1
発	地	地	区	63. 1	63. 1	l	63. 7	63. 7	l	0.0	0.0	l
油	井	地	区	7.5	7. 5	-	14.6	14.6	-	-	-	
鳥	井原	1 地	区	7.4	7.4	ı	10.2	10. 2	l	ı	ı	1
借	宿	地	区	3. 1	3. 1	-	24. 5	24. 5	-	-		
茂	沢	地	区	-	_	_	8. 5	8. 5	_	_	-	-
追	分	地	区	12.6	12.6	_	0.2	0.2	_	_	_	
	言	+		119. 1	119. 1		122.0	122.0		0.0	0.0	_

採草放牧地			樹園地			計			山林・原野	備考
現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	
						25. 7	25. 7	_		
						126.8	126.8	_		
						22. 1	22. 1	1		
						17. 6	17. 6	-		
						27. 6	27. 6	_		
						8.5	8.5	ı		
						12.8	12.8	_		
						241. 1	241. 1	_		

※小数点第一位以下は四捨五入

イ 用途区分の構想

用途区分は、令和13年度における土地利用目標の達成を目指します。具体的には、土地 条件、土地基盤の整備の可能性を考慮し生産性の向上を主眼として、未利用地等の活用を積 極的に行うものとします。

(a) 馬取地区

当地区は、町の最東南端に位置し群馬県境に接する押立山麓に団地化されてる水田が90%以上あり、ほ場整備が完了し、20a~30aの区画に整備されています。

この農用地周辺は逐次観光開発され農業の労働力は年々他産業に就労し、26戸全戸 が兼業農家です。

社会的環境等から農業就業人口が激減しているこの地域は、湿田の解消をはかるとともに、機械力の導入を推進し水田フル活用ビジョンに基づく田としての多機能を利用した転作を推進することを基本とします。一部は、農地中間管理機構関連農地整備事業により、農地の利用集積が図られています。

(b) 発地地区

当地区は、しなの鉄道中軽井沢駅から南方約5kmに位置し、当町における最大かつ中心農業地帯で平坦な耕地を有し、昭和42年度より昭和45年度の間に農業構造改善事業を施工し30aの区画に整備された水田67.8ha、畑35haを有するほか比較的平坦な集団的畑作地帯28.5haをもって主として高冷地野菜(キャベツ・レタス・ハクサイ)を中心とした農業が営まれています。近年では季節的栽培から通年型施設栽培(イチゴ・トマト)も導入され7haを農用地としてトマト生産が営まれています。

農家集落は上発地、下発地、杉瓜の三集落で耕作されているが、最近は他産業に就業

するものが多くなり農業就業動向も高齢化により減少傾向にあります。

また、排水路はU字溝等で改修されたが、水はけが悪く水田にしかならない農地も多いことから、遊休荒廃農地の再生、地産地消、食育の観点から水田を再生して、学校給食で軽井沢産のお米を活用していく取組を行っている。他の畑地は未整備地区で農道も狭く農業に支障を来しているので、ほ場整備を行い機械化体系を確立します。

平成28年度にオープンした農産物等直売施設軽井沢発地市庭を、ただ農産物の販売施設という側面だけでなく、観光、商工とも連携を図る中で新たな産業の成長実現を図るための核となる複合施設として位置付け、農業の活性化を図ります。

(c) 油井地区

当地区は、国道18号から分岐する軽井沢バイパスより1km~1.5km離れた油井集落の西側台地に集団する畑地、及び集落北側に集団する水田地帯で、農業の就業意欲は旺盛で、高冷地野菜(キャベツ・レタス・ハクサイ)を中心とした農業が営まれています。近年では季節的栽培から通年型施設栽培も導入され、トマト、高冷地野菜(キャベツ、レタス)生産が営まれています。

野菜を基幹とした畑作及び昭和57年度より昭和59年度の間に転作促進特別対策事業により整備された水田を中心とし生産体制を確立するものとし、田・畑としての用途を基本とします。

(d) 鳥井原地区

当地区は、国道18号から分岐する軽井沢バイパスに最も近く、500m位に位置する畑地・水田地帯で、水田は大正9年にほ場整備された地帯で高冷地野菜(キャベツ・レタス・ハクサイ)を中心とした農業が営まれています。地区としては、農業就業人口が激減しており、茂沢地区の農家が利用集積により農地の有効利用を図っています。

野菜を基幹として水稲を取り入れ、田・畑としての用途を基本とします。

(e) 借宿地区

当地区は、しなの鉄道追分駅から南方に位置する畑作地帯で周辺を山林・雑種他で囲まれた草場地区と平林地区の二団地を有します。

草場地区は、ほ場整備・農道舗装整備が実施されているので大型機械導入による労力の節減をはかるとともに、砂ほこりが農作物に飛散するのを防ぐ効果をあげ作柄の安定を図ります。

平林地区は、農道整備が実施されているので、将来とも畑としての用途を基本とします。

(f) 茂沢地区

当地区は、旧伍賀村より編入合併された地区で、しなの鉄道追分駅から南方約5kmの山間辺境地で標高は最も低く750m~800mに位置し、高冷地野菜(キャベツ・

レタス)を主として栽培しています。

集団的農用地は比較的標高の高い台地に散在し農作業に困難を来しているため、農道の整備をはかり労力の節減により所得の増大を推進するものとし、基本的には将来とも、畑としての用途を基本とします。

(g) 追分地区

当地区は、町の西南端に位置し、しなの鉄道が農用地の南端を通っている。また、国道18号からも近く比較的平坦な農地を有し、追分、草越(御代田町)地区の農家によって耕作されています。

農業労力が減少する社会的な傾向のなか、草越地区の専業農家によって、経営規模拡大農業の機械化が進められています。

しかし、ほ場は未整備であり、農道も狭く、排水不良等近代化農業を営むうえで支障 となっています。

今後、農道・水路の整備をはかり、高冷地にある立地条件を生かし、土壌の改良、その他、畑作振興をはかり、生産性の高い農業を営むことを基本とします。

2. 第5次軽井沢町長期振興計画に基づく地域の開発構想

(1) 別荘地文化を背景にした保養地としての観光振興

6次産業化を牽引する新たな観光産業を展開するため、観光を、地域の文化や産業を巻き込んで発展する総合交流文化産業としてとらえ、戦略的な観光地経営により、軽井沢の産業活力を牽引します。

(2) 観光と農業の連携を含めた商工業の振興

地域産業の振興のため、農業、商工、観光が連携して、産業間の連携強化、軽井沢ブランド商品の充実、軽井沢らしい地域産業の活性化を図ります。

(3) 高原野菜を中心とした農業振興と森の保全

軽井沢ブランドの産品と美しい里地・里山が価値を産む、農業が元気なまちづくりを目標として、農地の有効活用と農業を担う人づくりを基本に、地産地消や体験農業等、観光との連携を含めた、生産性が高く活力ある農業・農村づくりを進めます。また、農林業環境を活用して、美しい里地・里山の保全、耕作放棄地の解消の推進、農業体験など住民や滞在者への活用を促進し、軽井沢らしい里づくりを進めます。

3. 農用地利用計画

(1) 農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域別記のとおりです。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

当町における農業振興の方向は、農用地の他用途への転換を含めた総合的な土地利用の調整を図り、農業経営基盤の強化、生鮮野菜の生産供給体制の整備、強化を図り、農業生産性の向上と商品の付加価値化の推進を図ります。

用途区別の構想に基づき推進するためには地区ごとに、畑地かんがい、幹線農道の改良舗装、用排水路の改良等により、それぞれの用途別に生産性の高い農業が確立されるよう積極的に整備開発する方針です。

ア 馬取地区

水田はほ場整備を実施した地区ですが、湿田を解消するため暗渠排水事業を進め生産性 の向上及び作業効率の向上を図ります。

また、地区内の農道の軽微改良舗装等を行います。

イ 発地地区

農業構造改善事業によりほ場整備が行われ生産基盤、農道は整備されているが、使用頻度が高い農道の軽微改良舗装等を行う。また湿田の解消を図るため暗渠排水及び未改修水路の整備を行い作物の生産性の向上を図ります。

ウ 油井地区

集落西側の台地は農道が狭く屈曲も多く、農作業の効率が悪いため、農道の整備改良と 畑地かんがいを進め、高品質な野菜の低コスト生産及び労働力の効率化を図ります。

工 鳥井原地区

水田はほ場整備を実施した地区ですが、農道が狭いため拡巾改良舗装を行い労働力の効率化等を図ります。畑作地帯は未整備地区であるが、各ほ場面積は比較的大きく整備されているため、ほ場整備の必要はないが、農道が狭いため拡巾改良舗装を行い防じん効果等の効率を図ります。

才 借宿地区

草場地区は、ほ場整備事業が実施され、生産基盤が整備されているが、畑地かんがいを 実施し、作物の品質及び作業効率の向上を図ります。また、地区内の農道について軽微改 良舗装を行います。

カ 茂沢地区

深井戸による畑地かんがい事業が実施された地区であるが、ほ場内の農道は未整備のため道路の改良舗装を進めます。

キ 追分地区

農道・水路の改良整備を行い防じん効果、労力の削減を図り、農業経営の合理化を図り 稲作体型から高原野菜栽培育成型の推進を図ります。

2. 農業生產基盤整備開発計画

土地基盤整備開発計画については、農業委員により各農家・地域要望を把握し、耕作状況、地域での事業実施熟度等勘案し、第5次軽井沢町長期振興計画に基づき、実施計画に計上し事業実施します。

- 3. 森林の整備その他林業の振興との関連 …… 該当なし
- 4. 他事業との関連 …… 該当なし

第4 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

耕地面積は、平成22年276haで、平成27年は200haと76ha減少をしています。また、農家戸数もセンサス数値では、平成22年335戸に対し、平成27年282戸と53戸減少しています。これらの統計数値を見ても、農地の遊休・荒廃化は周辺の農地利用を阻害するとともに、有害鳥獣の生息地となる要因となり地域全体の農地にも悪影響を及ぼします。

農地保全のため、農業生産基盤の整備や営農条件の向上と農地の流動化の促進、さらに農業委員を中心とした、農地パトロール、耕作放棄地全体調査により実態把握をし、農業上の利用増進を図る農地については、利用集積を図ります。

- 2. 農用地等保全整備計画 …… 当面該当なし
- 3. 農用地等保全のための活動

農業上の利用の増進を図る農地については、流動化、利用集積を促進することにより、担い手への利用集積を図っています。今後もこれ以外の遊休農地は、「そば」の栽培を推奨し、軽井沢町そば振興会への農作業受委託により生産の拡大を図ります。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連 …… 該当なし

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的

な利用の促進計画

1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 本町の農業が他産業と調和のある発展をするためには、消費者ニーズの動向に応じて産地 として安定した高品質な農産物を安定供給するため、農業生産の規模拡大を図らなければな りません。

このためには、経営規模の改善を進める必要があります。とくに経営規模の拡大及び農地等の集団化を通じ生産性の向上による他産業従事者と均衡する所得が期待できる農家の育成助長に努める必要があります。

このような観点から今後高齢化により離農した農家の農地等を有効利用及び、自立経営志 向農家の経営改善を目途とした農地の集団化を推進するため、農業委員会のあっせん事業、 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、農地中間管理事業、土地改良事業 等経営基盤の整備にかかる事業と連携させ、これを総合的に実施することに努めるものとし ます。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が産業として発展するためには、需要の動向に対応できる農業生産基盤の確保と拡大が重要であり、特に担い手の育成が急務となっています。そのため、農用地の集団化と生産性の向上を図り、農業者が他産業従事者並みの所得が得られるよう育成する必要があります。

農業経営の目標として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中で農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ります。

	営農類型	目標規模	作 物 構 成		
個	葉洋野菜専作(+水稲)	3 2 0 a + (3 0 a)	キャベツ・レタス・ハクサイ・(水稲)		
	チンゲンサイ専作	2 2 0 a	チンゲンサイ		
別	花き専作	4 0 a	シクラメン・ベラルゴニウム		
	酪農	搾乳牛 40 頭・育成牛 14 頭	搾乳牛・育成牛		
経	養蜂	蜜蜂200群	蜜蜂		
	トマト施設野菜専作	5 0 a	トマト		
営	ブルーベリー専作	1 2 0 a	ブルーベリー		

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地の集団化については、農地及び水利の改善、農作業の機械化等の関連を考慮し、これの実施に努めるものとする。また、自立経営を志向する者に農地が円滑に移動し得るよう、農業委員会において定める農地移動適正化あっせん基準によりあっせんするものとし、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業の実施と農用地の有効利用を図ります。また、地区ごとの誘導方向は次のとおりとします。

ア馬取地区

当地区は、水田が主で、区画整理が完了し農地の集団化が図られています。今後は転作の団地化を図るため協業組織の育成強化を促進し農地の効率的利用を図ります。

イ 発地地区

当地区は、第一次構造改善事業によりほ場整備が完了し農地の集団化が図られています。今後は、協業組織を育成しつつ共同育苗、防除施設の共同利用、共同防除、作付地の集団化、有機質堆肥の施用、農地貸借の実施、転作の団地化を促進するとともに農地流動化による認定農業者への面的集積を図ります。

ウ 油井地区

当地区は、転換水田整備事業により、ほ場整備され、農地の集団化が図られています。 今後は、農作業の共同化を促進し、防除施設の共同利用、作付地の集団化、有機質堆肥 施用、不作付地、荒廃農地の解消、転作団地化を図り認定農業者への面的集積を促進し、 農地の利用向上を図ります。

工 鳥井原地区

当地区は、耕地整理により、農地の集団化が図られています。今後は、堆肥有効利用、 農地貸借実施、転作の団体化を促進し認定農業者へ面的集積を促進します。

才 借宿地区

当地区は、施設の共同利用、農地貸借の実施を促進し、認定農業者へ面的集積を促進します。

力 茂沢地区

当地区は、比較的平坦な台地に畑地を形成しています。今後は、施設の共同利用、堆肥の有効利用、農地貸借の実施を促進し、認定農業者へ面的集積を促進します。

キ 追分地区

当地区は、堆肥有効利用、農地の貸借実施、転作の団体化を促進し、認定農業者へ面的集積を促進します。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

町農業委員会が、現況農地の権利関係の実態を調査し、さらに農業経営に対する志向の詳細を把握し、斡旋の基礎資料とします。

なお、この調査は、土地基盤整備事業等と関連があるので、こうした事業の計画に即応し 行うものとします。

また、広報活動についても町農業委員会が中心となり進め、関係機関、団体の協力を得て農業委員会事務局内に農地相談所を設け、農地の流動化を図るものとのします。

本地域の目標とする農業経営は、他産業と均衡のとれた農業所得を達成し得る自立経営も しくは自立経営に準じる協業経営であるので、こうした経営を志向する者に農地が円滑に移 動し得るよう農業委員会において定める農地移動適正化斡旋基準により斡旋するものとしま す。

また、農用地利用増進事業を実施して、農用地の有効利用を図り、農業経営の規模拡大を図るものとします。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連 …… 該当なし

第6 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

当町において、今後振興を図るべき作目は、高冷地気象条件を生かした野菜を基幹作目と

して、花き・水稲・畜産・施設栽培(イチゴ・トマト)を取り入れ主産地化を目指します。 このためには、高度な技術体系及び新しい技術の開発、普及が必要であり、未整備地区の 生産基盤の整備、機械化をはかるとともに各試験研究機関及び先進地の高度な技術を導入し て地域に適合した生産技術の開発、大型機械による省力技術体系の確立を計画的に実施しま す。

米-地域内の水田土地基盤整備は、農業構造改善事業、団体営ほ場整備事業により、主な団地は整備されています。今後は水田フル活用ビジョンに基づく田としての多機能を利用した転作を推進し、高性能な農業機械の導入を行ない、機械体系を確立し省力化を図ります。

野菜-当町は、キャベツ、レタス、ハクサイの高冷地そ菜を主幹とした作付体系をなしているが、最近そ菜の連作障害による土壌病害等が増加しています。

このため耐病性品種の導入、栽培技術の改善、土壌病害虫の防除等の徹底を期する ほか野菜の価格変動による農家所得の不安定を解消するため、小物野菜の導入を推進 します。

なお、予冷庫・保冷庫施設が完備されているので、野菜の品質向上を図り、予冷庫・ 保冷庫施設の有効利用により、商品価値を高めた集出荷体制を推進するほか、直売施 設における地産地消を推進し、地元消費の拡大を図ります。

畜産ー地域的の畜産営業者は限定され、増加の見込みは低いが、現状、畜産農家を対象に、酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき事業を推進します。

施設栽培(イチゴ・トマト) - 露地野菜からの転換により、季節栽培から通年栽培への新しい取組が実施され、商品価値を高め有利販売を推進します。

- 2. 農業近代化施設整備計画 ………… 当面該当なし
- 3. 森林の整備その他林業の振興との関連 …… 該当なし

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を持続的に発展させるためには、効率的、安定的な経営体の育成とともに魅力とやりがいのある農業を目指した新たな農業就業者の育成・確保に努める必要があります。

このため、新規就農者の確保・育成を促進するため、認定農業者制度、青年等就農計画制度を活用して、効率的、安定的な農業経営者を育成し、家族経営協定の締結、女性や青年農業者の就農環境を改善し、やりがいを持てる就農環境の整備を進めます。また、農作業受委託の促進や集落営農組織の育成などにより多様な担い手を育成・確保することにより、農業を担う人づくり・組織づくりを進めます。

- 2. 農業就農者育成・確保施設整備計画 …… 該当なし
- 3. 農業を担うべき者のための支援の活動

非農家の新規参入や、U・Iターン、定年帰農者などの新規就農者の円滑な就農を促進するため、農業委員・JA・県農業農村センター等関係機関の連携により農業技術・知識の習得を支援します。また、資金については、就農支援資金等の公的制度資金を活用するなど、次代を担う人材の円滑な育成、確保を図ります。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連 …… 該当なし

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

当町の農業地域は、日本経済の高度成長等に伴う第2次産業、第3次産業の進展とともに 農業従事者の他産業への就業機会が増加し農家経済の向上が図られてきました。

また、農業面では、大型農業機械の導入により経営規模拡大等生産性をあげてきています。 しかしながら、当町の農業は兼業農家が農業生産の相当部分を担っていて、農業従事者の高 齢化が著しく、しかも新規就業者が少ないこと等、農業構造上の課題や、安定した就業の場 が乏しいこと等、農業従事者及び農家世帯員を中心とした就業構造に関する課題も多いです。 このような現状から、農業構造の改善を図り農村を健全な安住地域とするため、農業従事 者の安定的な就業機会の確保に努めるとともに、地域ぐるみの対応のなかで、農用地の流動 化と有効利用を進め、認定農業者の育成・確保及び地域農業の組織化を図ることとします。 また、担い手となる新規就農者の組織を支援し、認定農業者となる人材を育成します。

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農家又は農業従事者に対し農外就労の安定化推進のため職業相談の実施、農業者転職相談員等を推進します。

なお、就業機会の確保のための施設の設置にあたっては、農用地利用計画との整合を図り、 優良農地の確保に十分留意し、他法令に基づく土地利用計画との調整を図るものとします。

- 3. 農業従事者就業促進施設 …………………… なし
- 4. 森林の整備その他林業の振興との関連 …… 該当なし

第9 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

当町の農村部においては、兼業化、混住化の進行の中で、住民の職業や生活意識の面で多様化が見られ、農業労働力の高齢化、担い手の減少が進行するなど、農業、農村をめぐる環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況の中で、認定農業者の経営規模拡大と生産性の向上を図り、近代的農業経営の確立を推進するとともに、主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

整備を行い、地域住民の農村の良さの見直しを促進するとともに、活力ある農村建設に向けての連帯意識を図ることが重要となっています。

一方、近年における所得水準の向上、都市化の発展に伴い、当町農業の消費生活水準は年々向上し、その内容も都市生活者に接近しつつあります。生活環境の面では発地地区・杉瓜地区・茂沢地区については、農業集落排水施設を整備しています。他の地区については随時整備していく方針でいます。

このため、地域住民の積極的参加を得ながら、農村広場等の施設の整備を進め、意欲ある 認定農業者と兼業農家等との連帯感の強化はもとより、農業従事者等の福祉向上、健康増進、 文化的助長を図り、併せて地域における定住条件の整備及び近代の農業を担う農業後継者の 確保にも努めるものとします。

以上基本的考えに基づき、施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民の参加と、この過程における地域社会づくりに対する参加意識の醸成に努め、適正かつ効率的な整備を図ります。

- 2. 生活環境施設整備計画 ………当面該当なし
- 3. 森林の整備その他林業の振興との関連 …………… 該当なし
- 4. その他の施設の整備に係る事業との関連 …………… 該当なし